

# 座講の開放性と閉鎖性

和歌山県橋本市の事例

森本一彦

Openness and Closed Character of Zako : Case Example in Hashimoto City, Wakayama Prefecture  
MORIMOTO Kazuhiko

- ① 閉鎖性・開放性
  - ② 調査地の概要
  - ③ 座講の現在
  - ④ 座講の行事
  - ⑤ 賢堂の規約改正
  - ⑥ 向副の座講
- まとめ

## 【論文要旨】

本稿では座講の開放性・閉鎖性がどのような要因によって生じているのかを検討している。具体的には和歌山県橋本市の隣接する二集落の座講を検討の対象とした。賢堂の座講は開放的であるのに対して、向副の座講は閉鎖的である。賢堂の座講は明治時代から開放化を図っており、二つの座講は明治の時点で違いがあった。向副では江戸時代に座講をめぐる争論があり、「座入帳」が作成され、メンバーシップの強化に

つながったと考えられる。このことが向副の座講の閉鎖性につながったのではないかと考えられる。座講の開放性・閉鎖性は、立地条件、都市化の度合、宗教的な状況だけでなく、歴史的経緯も一つの要因であったと考えられる。

【キーワード】座講、開放性と閉鎖性、座入帳、争論、和歌山県橋本市

## ① 閉鎖性・開放性

戦後の村落研究は民主化の実現を目的として進められた<sup>①</sup>。その中で村は封建的なものとして、その実態究明がはかられた。宮座も封建的なものとして研究が進められた結果、宮座のメンバーシップが注目され、宮座は特権的な組織であるとされた。研究においては株座が注目され、株座から村座への変化として考えられた。株座から村座への変化は、宮座の閉鎖性から開放性への変化としてとらえられてきた。

戦後の村は民主化を進め、閉鎖的な宮座は開放されていった。しかし、宮座は一律に開放されたものではない。安藤精一(一九七八)は、和歌山県下の事例から宮座を孤立型宮座(世俗化型)と融合型宮座(村祭型)に分類した。孤立型宮座(世俗化型)は宮座構成員のみで祭祀をおこなうが飲食を中心とするものであり、融合型宮座(村祭型)は村全体で祭祀をおこなうものであるとしている。二つの類型は人口流入の多少によるとする。つまり、和歌山県下では孤立型宮座は人口流入の多い紀北に見られ、融合型宮座は人口流入の少ない紀南に見られるという。

安藤の論文は三〇年前のものであり、宮座をとりまく状況は大きく変わっている。この立論自体が現在の意味を持っているかは問題である。しかし、宮座の開放化を考えることは重要な問題であると思われる。そこで安藤によって孤立型宮座が分布するとされた紀北を対象として宮座の開放性・閉鎖性を検討することにする。本稿では、安藤が孤立型宮座の例として挙げた橋本市賢堂の定福寺の座講を分析対象とする。加えて、賢堂に隣接する向副<sup>むかぞい</sup>の観音寺の座講と比較する。隣接する村における座講を比較することによって、どのように開放性と閉鎖性の差異が生じたのが検討できると考える。

## ② 調査地の概要

橋本市は和歌山県の北東部に位置し、大阪府・奈良県に接している。調査地である賢堂と向副は橋本市の中央部にあり、紀ノ川の左岸に位置した隣り合った集落である。もとは農業を中心とした地域であったが、JR・南海橋本駅にも近く、大阪への通勤圏ともなっている。そのこともあり、市街地に隣接する形で人口の流出は抑えられており、その立地条件から新しい住民が戸建てやアパートに住むことが見られる。平成一八年(二〇〇六)現在の世帯数・人口は賢堂が一六九世帯・四九〇人、向副が三一九世帯・九四三人である。特に向副に移り住んだ人の家が多く建っている。

二集落は近世においては高野山行人方に属しており、南接する横座とともに一村であったとの伝承もある<sup>②</sup>。『紀伊続風土記』には賢堂が「旧は向副村の枝郷なり」とあり、明治四年(一八七二)の「為取替誓書之事」には向副二年と賢堂一年で交替して庄屋を勤めることとされており、行政上も非常に密接にかかわりを持つていたことが伺える。

横座を含めた三集落の強いつながりは、信仰面でも見られる。『紀伊続風土記』によれば向副の八幡宮について「村中にあり。一村の氏神なり」と述べた後、「旧は向副・横座・賢堂三箇村の氏神なり」と記しており、向副の八幡宮がもとは三集落の氏神であったとしている。村の背後の山に位置して雨乞いの信仰を持った龍王山や地藏堂も、三集落によって共同祭祀されている。これらは、「向副三ヶ村支配」として三集落によって共同管理されていたが、特に地藏堂の管理費用を三集落で分担するサングワリが現在でもおこなわれている。また、向副には住職がいないために、賢堂の定福寺の住職が兼務している。

生産面では、二集落で共有された溜池もあり、水利でも関係を持つて

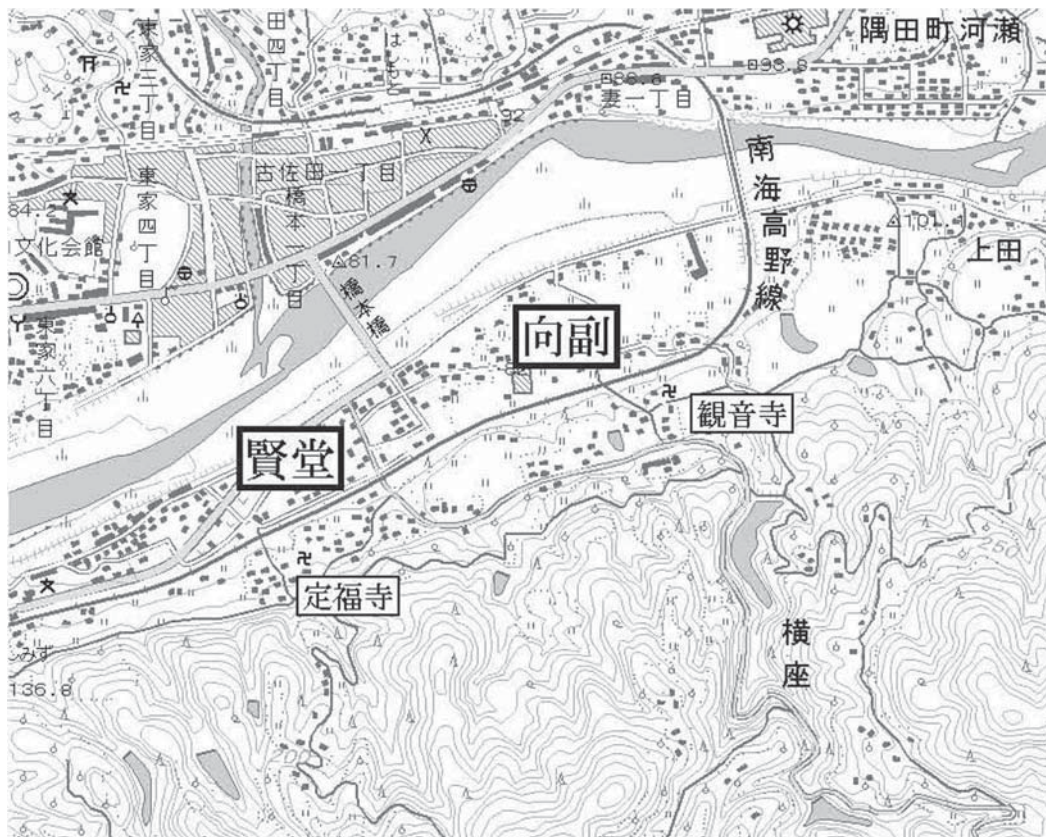


図1 賢堂と向副の位置(国土地理院 25000分の1の地形図)

いる。向副と賢堂は地理的に隣り合っているだけでなく、さまざまな面で密接な関係を持っている。このように隣り合って、社会条件が同じ集落を比較研究することは非常に意味があると考えられる。つまり、非常に近い条件を持った集落において、どのような要因が宮座の開放性・閉鎖性を決定するのかを考えるには最適であると思われる。

### ③ 座講の現在

次に、賢堂と向副の座の現状についていくことにする。

二集落には、座講と呼ばれる組織が残っているが、寺院や堂を中心にした仏教行事がおこなわれる場合が多いので堂座とも呼ばれる。

賢堂の座講は、旧集落に在住する四〇歳以上の男性の希望者によって構成されている。現在は二二名が加入している。行事としては、一月一〇日前後の日曜日におこなわれる初講が中心であり、年末に納講がおこなわれている。これらの行事は、年行司と呼ばれる世話人によって準備がおこなわれる。賢堂の座講は堂の谷川を境にして東西二つに分けられており、年行司は東西各一名が選ばれて座講の仕事を共同でおこなうことになっている。

一方、向副の座講は現在では宗教行事にかかわることはほとんどなく、氏子を中心になっておこなわれる秋祭の時に職を立てる役割を担当する程度である。向副の座講は従来の加入者だけに限定されているために、一〇軒程度である。座講の活動としては、食事会をしたり、二年に一回程度旅行したりしている。現在では座講は宗教的要素がほとんどなく、親睦会的要素が強くなっている。

賢堂の座講は旧集落に限定されているが、四〇歳になれば希望者は加入が認められるのに対して、向副の座講は新加入者を認めていないために軒数が減少している。また、賢堂の座講が定福寺の行事に関与してい



るのに対して、向副では寺院や神社の行事は区・檀家・氏子を中心になっ  
ていることもあって座講はほとんど関与していない。

賢堂と向副は隣り合った集落で立地条件から見ても、宗教的環境から  
見ても共通していると考えられるが、座講のあり方は大きく異なってい  
る。座の開放性と閉鎖性を考える上において、二つの座講を比較検討す  
ることに意義があると考えられる。

#### ④ 座講の行事

賢堂と向副の座講の現状は大きく異なっている。それでは座講の行事  
はもともと異なっていたのか、共通する行事がおこなわれて変化したの  
かを確認していくことにする。

#### ① 賢堂の行事

賢堂の座講が現在おこなっている行事は初講と納講である。納講は  
一二月におこなう行事で、午前中に豆腐を焼く豆腐焼をおこない、午後  
に座講のメンバーが集まってすき焼きで会食をする。初講はいわゆる修  
正会であり、一月一〇日前後の日曜日におこなわれる。

初講の準備は、二月末から東西二名の年行司によっておこなわれる。  
当日は、朝八時頃から準備がおこなわれる(写真1)。一〇時頃より定  
福寺の本堂で住職が導師をつとめて行事がおこなわれる(表1)。座講  
のメンバーが入堂して行事がおこなわれる。住職が導師をつとめ(写真  
2)、本尊が開帳されることから基本的には密教儀礼としておこなわれ  
ている。

最年長者である一臈が鐘を三つ叩いた(写真3)後に、住職が読経を  
はじめる。参加者一同で般若心経を三巻読んだ後、住職が神名帳を拝読  
する。そしてシヨウネ(精根)入れといって、年行司が厨子を牛玉杖で

表1 賢堂の修正会の式次第

10:28 ~	本堂に入る。入る時に住職から香を手渡される。
10:32 ~	年行司が厨子の扉を開ける。
10:35 ~	住職登壇(写真2)
10:35 ~	拝礼・礼拝
10:38 ~	導師灑水三礼
10:41 ~	一臈鐘三ツ(写真3)
10:41 ~	読経(導師)
10:55 ~	一同般若心経3巻
11:00 ~	神名拝読
11:08 ~	講員各家族安全祈願
11:15 ~	精根入れ=年行司が厨子を左から7・5・3の順に牛玉杖でたたく。一臈から順に牛玉杖の玉の版木を頭上にいただく(写真4)。
11:20 ~	一臈鐘三ツ
11:21 ~	閉扉
11:22 ~	火送り(写真5)
11:25 ~	八幡に火を移す。
11:26 ~	九重塔に火を移す(写真6)。
11:28 ~	心経を唱える(写真7)。
11:32 ~	読経
11:33 ~	弓放ち行事(写真8)
11:50 ~	直会(終了後、村境に矢立をおこなう。)



図2 賢堂の定福寺境内

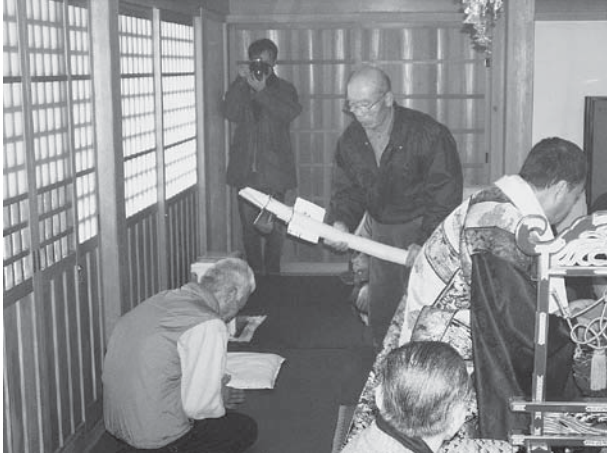


写真4 参加者に牛玉杖をかざす年行司



写真1 札を刷る年行司



写真5 火送り



写真2 住職と一臈



写真6 九重石塔に灯明を供える年行司



写真3 鐘を叩く一臈





写真8 弓放ちをする一臈



写真7 賢九重石塔の前での儀式

叩くしぐさをし、その後参拝者の頭に牛玉杖をかざす(写真4)。この時も、まず一臈に牛玉杖をかざした後に、他の参加者を回るのである。そして、それが終わると、一臈が再び鐘を三つ叩いて、本尊が閉扉される。本堂での儀式が終わると、年行司が厨子に供えていたロウソクの火を升で消えないようにして外へ持ち出し(写真5)、庫裏の横にある八幡社に移す。そして、境内の前にある九重塔にも火を移す(写真6)。ここには予め供え物と生木の塔婆が供えられている。この前で住職と参加者が般若心経を唱える(写真7)。その後、一臈が上・下・中の方へ向くと弓を射る弓放ち行事がおこなわれる(写真8)。

## ② 向副の行事

向副では賢堂のような行事は現在おこなわれていない。しかし、戦前には座講が集まって行事をしていたと言う。一月一日の吉書、五月の涅槃、夏、一二月の四回の行事があったというが、食糧難のために一月だけになったという。また、年行司という当番があって、その家で宴会をおこなっていたという。

向副の座講がどのような行事をしていたのかは現在とは分らない。昭和三年(一九五〇)に実施された『宮座・講についての調査』<sup>(3)</sup>の回答である「向副部落宮座についての調査票(案)」(資料1)は座講の長老三人によって書かれている。それによれば、座講を「座中」と称しており、八幡宮と観音寺に関係しているとしている。

八幡宮に関係する年間の行事として、旧正月祭、夏祭り、秋祭り、例大祭(九月一五日)、火たき祭り(二月一五日)があったが、昭和

三二年にはこれらの行事も中断していたという。

一方、寺院への信仰は特に変わったことがないとしている。明治一六年（一八八三）の「恒例修正行事目録」には本尊を開帳したことや牛玉杖を供えたことが記されているとしている。また、牛玉杖と檀餅が一般参拝者に頒布されたと記されていることから、修正会がおこなわれていたことが分かる。その他にも、座講の年行司が僧侶を招いて、旧二月一日に涅槃会を主宰したという。当日は大般若経六〇〇巻の転読がおこなわれていた。

向副では、これらの座講の行事は現在おこなわれていないが、賢堂の行事と同様のものがおこなわれていたのだろう。

## ⑤ 賢堂の規約改正

賢堂の座講は現在開放されているが、これはさまざまな変遷を経た結果である。賢堂の座講の開放化の過程について見てみることにする。

### ① 明治二六年の規約改正

座講の開放については明治二六年（一八九三）の「規約証書」<sup>(4)</sup>（資料2）に記されている。これによれば、賢堂の座講は「旧来ノ慣行モ有之、該講筋株ニ限り養子入人ハ三代生引ハ末代ノ加入ヲ不許ト規約モ有之候」とあり、加入者は筋株に限られていた。さらに養子をとった場合には三代の加入を許さず、生きていた時に退会すれば末代まで加入できなかつたという。

ところが、明治二六年に座講の講員三名から特別加入の申し出があり、四名の新規加入の推薦があつて、座講の相談の上で「旧慣行ヲ違変シ」て加入を認めたという。この時四名は年齢が相応であつたので、寄付を納めることによつて加入が認められた。旧株二九名に新規加入者が

加わつて、講員は三三名になつた。

そして、新規加入者を認めるとともに、規約も改正して新しくした。その後に、加入条件を記している。

- ① 旧株の別家は加入できるが、別家からの別宅は加入できない。ただし、新別宅でも二代後には加入できる。
  - ② 加入するには相当年齢になるとともに、座講の許可を必要とする。
  - ③ 筋株を持っていない家から養子をとつた場合には三代加入できない。ただし、養子からの特別加入の申し出があれば、座講が相談する。
  - ④ 生前に退会した場合には株を失う。
- 養子の加入条件を見ると、旧来の加入条件を継承しているようであるが、それでも「特別加入」の申し出によつて座講の許可を得て加入できるとしている。「特別加入」という名目をもつて、加入条件が若干緩和されたと考えられる。

### ② 昭和二二年の規約改正

昭和二二年（一九四六）にも規約改正がおこなわれた。「改正規約証書」<sup>(5)</sup>（資料3）には三名から座講への加入の申し出があり、緊急の協議会が開催されたことと記されている。協議会の結果、「旧規約ノ外ニ新株入講者ノ道ヲ開キ新規約ヲ定メ」て、「応分ノ寄付」<sup>(6)</sup>によつて三名の加入が認められた。そして、新株入講者の規約が記されている。

- ① 入講希望者は年行司を通じて申し込み、年行司から一老に申告し、一老が一同に諮る。
- ② 入講の資格は賢堂の上ノ段<sup>(7)</sup>に三代以上居住する者であること。出戻者は認めない。
- ③ 入講が認められたものは応分の寄付をする。

明治二六年の「規約証書」に記されていた別宅や養子に関する規定は書かれていない。旧集落の住人であれば希望すれば入講が認められると

条件が大きく緩和されたことが分かる。ただし、②では出戻者の加入を認めていないが、「出戻者」が何を意味しているのかは分からない。おそらく明治二十六年の「規約証書」における④の生前に退会した場合を指している可能性が高い。このような限定があるにしても、座講が大きく開放されたと言える。

### ③ 昭和五十一年の規約改正

昭和五十一年（一九七六）にも一二名の新規加入があったという。昭和五十一年にも「賢堂宮座講（堂之講）規約」<sup>8)</sup>（資料4）がある。規約の内容は以下の通りである。

① 賢堂区内の住民であり、満四〇歳以上の男子で真言宗信者であること。

② 講員の定員を四〇名とし、毎年不足分を補充する。

③ 希望者が多い時には生年月日順に一老・年行司が決定する。

前述の規約に比べると、それまで「相当年齢」とされていたものが、満四〇歳以上と年齢が明記されている。また、真言宗信者であるが、座講がおこなわれる定福寺が真言宗であることによっていると考えられる<sup>9)</sup>。講員の定員が記されており、記載がより具体的になったと言える。

記載の具体化は何を意味しているのだろうか。それは加入条件の緩和にともなうトラブルを防ぐということが大きかったと考えられる。特に定員の明記や同年齢者における加入順などは加入条件の緩和による入講希望者の拡大を念頭に置いたものと考えられる。昭和二十一年の「改正規約証書」には賢堂の旧集落に三代以上居住した者となっていたが、賢堂区内の住民と変わっている。しかし、現在の慣行から考えると旧集落に限定されている。それでも三代以上の居住という条件がはずれるとともに、寄付についても書かれていないことから、座講加入の有資格者が大幅に拡大したと言える。

### ④ 三度の規約改正

賢堂においては明治二十六年・昭和二十一年・昭和五十一年の三度の規約改正がおこなわれた。これらの改正によって、座講の加入条件が緩和されていったことが分かる。これらの規約改正は無資格者からの加入要求によるものと考えられるが、座講側はどのような要求をなぜ受け入れていったのであろうか。

明治二十六年の「規約証書」<sup>2)</sup>には加入条件とともに座講の財産・貸付金・書類管理などに関する項目が記されている。

① 氏神氏仏が保存している地所が、明治二十二年（一八八九）から連名所有になったこと。地所の名義者は三年ごとに変更し、投票で決める。

② 講が所持する金銭の貸し付けは、毎年旧一二月二五日だけとし、講員にだけに貸し付けるが、二名以上の保証人を必要としている。

③ 規約書や貴重書類の管理者は投票で決め、任期は三年とする。

③の書類管理については、運営の問題なので本稿とは関係がないと思われる。①については、共有地が明治二十二年の土地台帳によって個人名義に変わったことに対応している。このことから、神社・寺院に関する共有地が座講のものであったことが分かる。②からは座講が金銭を貸し付けていたことが分かるが、その対象は座講内であった。①座講が共有地を持っているからこそ、新規加入者は寄付をせねばならなかったと言える。また、②金銭の貸し付けについても座講加入者のメリットであった。明治二十六年段階では、座講が経済的なメリットを持っていたと言える。そのために加入条件には制限が設けられていたと言える。

昭和二十一年の「改正規約証書」が作成された時期は、農地改革が実施されていた。それでも寄付の項目が残されており、共有地が生きていたと考えられる。それが、昭和五十一年の「賢堂宮座講（堂之講）規約」で



は寄付について書かれていないのは、座講の共有地を手放したことによると考えられる。そのことが、旧集落の住人に座講が開かれることになった要因でもあったと考えられる。

## ⑥ 向副の座講

向副の座講は講員を限定して続けられてきたが、それはなぜなのであろうか。近代以降の座講の変遷を見ることにする。

### ① 座講の共有地

『宮座・講についての調査』（資料1）によれば、向副には座講の規約はなかったという。しかし、古来は右座と左座があり、座席は不文律の定めであったという。他村の座家からの入婿は、座送文証によって入座や席次を承認され、新規加入は絶対に許さなかったという。実際に明治初年頃には向副は三五、六軒であったが、明治三十七年（一九〇四）頃には座員は一五軒であったという。昭和三十一年には一軒となっており、現在もほとんど変化がない。

座講は共有地を持っており、共有地の名義は賢堂と同様に座員四、五名の連名であった。大正十一年（一九二二）頃には田五筆二反八畝四歩であり、小作料が四石四斗二升であった。大正十二年に共有地の一部が鉄道用地<sup>⑩</sup>として売り渡され、残りが二反二畝四歩となり、小作料が二石九斗となった。大正年間には神社の祭典諸費、寺院の涅槃会等の諸費を負担しても余裕があり、伊勢参宮、琴平参拝、京都・岡山・宮島等の見物旅行に行くこともあったという。しかし、昭和一三、四年頃には財政緊縮のために年行司を一人にして、饗宴会食を旧正月一日の吉祥会一回だけにして、簡素化した。そして昭和十九年に小作料の改正によって収入が減少したという。昭和二十四年（一九四九）には農地改革によって座

講の共有地がすべて解放された。

向副の座講も賢堂の座講と同様に共有地を持っており、その名義は講員の連名になっていた。そして、両座講ともに農地改革によって共有地を失った。両座講とも同じ社会状況の中で、同じような経緯を経てきた。しかし、賢堂の座講は新規加入を認めて開放されたのに対して、向副の座講は明治以降新規加入を認めなかったために講員数を減少させたのである。

賢堂と向副の座講の違いは、どこから起こっているであろうか。先述の賢堂の座講の規約の改正からみれば、このような違いは戦後の民主主義の流れの中で起こってきたのではなく、すでに明治時代に起こっていたと言える。賢堂の座講は明治二十六年にすでに座講の加入資格を緩和させていたのである。そして戦後の民主化と農地改革の中で賢堂の座講は旧集落の住民に開かれたと言える。

それでは、向副の座講は明治期以降に開放性を持たなかったのでしょうか。そこで戦前からの変遷を検討してみることとする。

### ② 「座入帳」

前述の『宮座・講についての調査』（資料1）によって向副の座講の近代における変遷を知ることができる。しかし、そこからは賢堂の座講との違いはあまり見受けられない。

以上のことから向副の座講と賢堂の座講の違いが現れたのは、明治二六年以前のことであったと考えられる。そこで向副の座講がどうして閉鎖的であるのかに注目して見ることにする。

向副の座講が所有する文書で注目されるのは、享保五年（一七二〇）の「座入帳」である。これは座講への加入者を列記したものであり、加入者の名前・戸主名・続柄・年齢が記されている。たとえば、

- 一 五郎兵衛 清左衛門 嫡子 五拾七才

表2 向副の座入帳一覧

No	氏名	年齢	親	続柄	和暦	西暦	月	日	備考
1	五郎兵衛	57	清左衛門	嫡子	享保5	1720	12		年越可為座上者也
2	嘉右衛門	46	八大夫	嫡子	享保5	1720	12		年越可為座上者也、後改八左衛門
3	安右衛門	37	弥右衛門	嫡子	享保5	1720	12		年越可為座上者也
4	善右衛門	47	宗兵衛	次男	享保5	1720	12		年越可為座上者也
5	久平	28	久右衛門	嫡子	享保5	1720	12		年越可為座上者也、後伊右衛門ト改
6	小平次	47	清左衛門	次男	享保6	1721	11		後清左衛門ト改
7	与右衛門	29	久左衛門	嫡子	享保14	1729	11		
8	重五郎	32	重右衛門	嫡子	享保16	1731	11		後重衛門ト改
9	平右衛門	48	弥右衛門	次男	元文1	1736	11	17	
10	宇八郎	49	清左衛門(後ノ)	嫡子	元文5	1740	1	10	
11	宗兵衛	42	長左衛門	嫡子	寛保3	1743	12	3	
12	甚兵衛	44	甚助	嫡子	寛延1	1748	11	14	
13	弥左衛門	34	弥三右衛門	嫡子	寛延4	1751	11	8	
14	定七	38	甚右衛門	孫	宝暦3	1753	11	3	後甚右衛門ト改、座入出米3斗出し被申候此類之人是ニ可準者也
15	重兵衛	43	重右衛門	嫡子	宝暦12	1762	11	17	
16	弁右衛門	39	玄理	子息	明和2	1765	11	2	
17	猪右衛門	38	伊右衛門	子息	明和2	1765	11	8	
18	五郎兵衛	64	五郎兵衛	子息	明和2	1765	11	15	
19	佐五郎	44	弥左衛門	子息	明和6	1769	11	2	後弥左衛門ト改
20	重五郎	27	久五郎	養子	明和8	1771	11	2	後八左衛門ト改、出生胡麻生村弥治兵衛次男、至末々座上ニ相成候共三老より上座ニ不相成筈以来順之
21	惣太郎	66	惣左衛門	曾孫	安永2	1773	11	1	甚右衛門弟分ニ仕座入ス、惣太郎分金壹兩出之座入ス
22	嘉兵衛	36	惣兵衛	子息	安永3	1774	9	8	
23	甚五右衛門	35	甚兵衛	子息	安永8	1779	11	14	
24	源七	62	清左衛門	名跡	安永8	1779	11	16	五郎兵衛養弟、出生中道村又次郎次男、至末々座上ニ相成候共三老より上座ニ不相成筈以来順之
25	八重郎	47	甚右衛門	養子	安永8	1779	11	30	入用甚右衛門同格、出生甚右衛門孫今甚右衛門弟也
26	重右衛門	25	重兵衛	嫡子	安永9	1780	11	6	先ノ重右衛門孫
27	茂重郎	45	宇八	次男	寛政4	1792	11	9	
28	甚三右衛門	31	甚右衛門	子息	寛政4	1792	11	15	
29	恒八	36	惣太郎	子息	寛政5	1793	12	8	
30	喜兵衛	30	甚之右衛門	弟	享和4	1804	1	10	
31	紋治	32	甚之右衛門	子	文化11	1814	11	28	
32	惣太郎	28	常八	子	文化11	1814	12	8	
33	佐兵衛	41	弥左衛門	養子	文化11	1814	12	8	出生十津川小原村兵藏次男
34	甚五右衛門	27	甚五右衛門	養子	文政1	1818	11	14	出生有田神原組中番村喜四郎次男
35	料藏	33	惣太郎	次男	文政4	1821	11	8	

というように記されている。享保五年から文政四年（一八二一）までの加入者が列記されている（表2）。

享保五年には五名の名前が記されており、それ以降に比べてももっとも加入者が多い。それに加えて、加入者の後に

右五人者子之十二月<sup>ニ</sup>座入<sup>ス</sup>。但<sup>シ</sup>年高越可為座上也。

とある。但し書きの「年高越可為座上者也」は年齢が達していて、座に上るべき者であるとしている。享保五年に加入した五名は年齢も異なっており、最年長は五七歳、最年少は二八歳であった。享保五年以降において六十歳以上で加入しているものが三名いる。同じ年に三名が加入したのは明和二年、安永八年、文化一四年であるが、加入月日が異なっている。享保五年に加入した五名はすべて一二月として日が記載されていないことから、享保五年以前に加入した可能性もある。享保五年以前についての記録が残存しておらず、「座入帳」が書き次いだという形式でないことから考えると、新しく作成されたものだと考えられる。享保五年頃に何らかの理由で「座入帳」を作成してメンバーを確認する必要があるのではないだろうか。

### ③享保六年の座論

「座入帳」を作成せねばならなかった状況とは何だったのであろうか。高野山行人方清水組の大庄屋であった萱野家文書の中に、座講に関する記載がある。「座入帳」が作成された翌年にあたる享保六年（一七二一）には、座をめぐる争論が発生している<sup>(12)</sup>。

萱野家文書の享保六年の「万留帳」（和歌山県史編纂委員会 一九七六…二六七―二六八）に座論が記されている。

一 観音寺境内の儀座方<sup>方</sup>申候ハ、桐木畑木類之儀者前々<sup>方</sup>座中<sup>ニ</sup>支配仕所<sup>ニ</sup>而、寺へ預ケ候ハ当住入寺之後茶山之望候故当分預ケ置申候、本ハ茶山之所へ桐植付今ハ桐木畑<sup>ニ</sup>而候、困窮之座<sup>ニ</sup>而候故、近年

受取申との申分<sup>ニ</sup>御座候、右平方へ相尋候所、平方<sup>方</sup>申候者、寺之境内木類并桐木山之儀ハ古来<sup>方</sup>寺付<sup>ニ</sup>而、只今桐木御座候所もけわしき岸<sup>ニ</sup>而根笹原<sup>ニ</sup>而御座候所ヲ講中<sup>方</sup>少々打穿作仕候儀も有之候得共、是等ハ我俣之働<sup>ニ</sup>御座候と申候、右双方承合候所尤観音堂<sup>ニ</sup>付観音寺又ハ観音講<sup>ニ</sup>而堂社之儀式務申候、座方之儀<sup>ニ</sup>可有御座候得共寺之儀ハ村中一同之惣寺何之村<sup>ニ</sup>も其例有御座候得ハ、境内之儀ハ寺付可然様<sup>ニ</sup>奉存候御事

一 忠右衛門平七兩人手前<sup>方</sup>座中へ先年<sup>方</sup>米計来候筋申上候、其品座方へ相尋候所、寛永元年請米<sup>ニ</sup>相成候筋之地ならし帳写座方<sup>方</sup>出し候表

ひわのこ分

一 壹畝拾三步御高壹斗八升四合九勺宮てん大仁

是ハ去年大円院様へ上ケ候と申候田之内高也、年々座中へ計来候と相見其後之名寄帳<sup>ニ</sup>此株見へ不申候

池の奥

一 壹畝式拾壹歩御高式斗壹升九合三勺宮てん弥八分

内

壹斗六升式合、是ハ上納と相見其後之名寄帳<sup>ニ</sup>御座候、残五升七合

三勺、是ハ其後年々座中へ計来候と相見名寄帳<sup>ニ</sup>無御座候、右株ハ

寛永元年地ならし之時向副賢堂御高式百拾五石三斗上納之余高と相見候<sup>方</sup>宮田<sup>ニ</sup>付置候品<sup>ニ</sup>御座候、只今之庄屋次郎左衛門方<sup>ニ</sup>村<sup>方</sup>預ケ置候、地ならし帳并名寄帳出させ見合候所、右之通少も相違無御座候、然ハ座方支配之儀と奉存候

右ハ座物之内今度及争論候筋、双方申分承合候所如此御座候御事

丑四月

右之通 上々様へ懸御目御内意承扱候書付

この座論は、①観音寺境内をめぐる座方と平方の対立、②宮田の小作



米をめぐる座方と小作人との対立の二点であった。

まず①観音寺の境内の対立は、住職が茶山にするのに境内を借りたが、勝手に桐の木を植えてしまったことを発端としていた。座方は観音寺の境内は座方が管理するものであると主張した。これに対して、平方は観音寺の境内は寺の所有であり、村が管理するものであると主張した。座方と平方の対立の争点は、観音寺の境内の管理権であった。第二の宮田の対立は、小作人が座方に小作米を支払うことを拒否したためにおこった。小作人は平方であったので、この二つの対立は同時に処理されることになった。

享保六年の「万留帳」の「向副村座中座外出入扱覚」〔和歌山県史編纂委員会 一九七六・二六八〕に、その後の経緯が記されている。

一 此度出入之儀時分柄双方費之儀 上々様不便ニ被為 思召里ニ而取扱相治り候様ニと被為仰付御儀ニ候得ハ、双方共御申分扱中へ幾重ニも申請候間、左様ニ可被相心得候、就其

一 観音寺境内不残村中支配、諸伽藍修理料ニ可被致事

一 勘重郎より榎式升宛座中へ出し被申筋も、村中支配諸伽藍修理料ニ可被致成事

一 忠右衛門平七両人之衆より年々座中へ計被申候米式斗四升式合式勺有来通座中へ計被申内壹斗式升座中より諸伽藍修理料ニ村中へ年々御出し可被成事

一 惣而有来古法之通ニ被致、弥諸伽藍修理村中より仕、仏前神前勤等先格之通熟勤一々可被致事

右之通御心得可被相済候、然ハ 上々様江御奉公、且ハ村建立之儀ニ御座候得者、双方共偏ニ遺恨ヲ被相止得心頼入候、以上

右之通数度加異見候得共平方得心不仕、八月四日早朝双方惣代先達而登り候もの八人づつ、観音寺并扱人萱野孫四郎勘右衛門武左衛門治五右衛門、右之もの共相詰候様ニと被仰付何も三日より罷登四日

早朝より興山寺様へ相詰候、外之儀一切御聞不被遊四日より七日迄右出入御吟味被遊、八月七日落着被為仰付候

向副は高野山寺領であったので、争論は高野山へ訴え出ることになるが、その前に大庄屋など里における裁定がある。里の段階では、

① 観音寺の境内は村の管理であり、境内の産物は諸伽藍料とすること。

② 座方に納められている榎は村のものであり、諸伽藍修理料とすること。

③ 宮田の小作米は座方に納めるが、その半分は諸伽藍修理料として村に出すこと。

④ すべて古法の通りにし、諸伽藍の修理は村がおこなうこと。

という裁定を出した。この裁定は座方の主張を認めつつも、基本的には観音寺の管理が村にあることを認めるものであった。

これに対して平方が納得せず、八月に高野山に登って訴えて、高野山の裁定が下った。高野山の裁定の内容は不明であるが、一月の座の勘定の折に宮田の小作米が支払われていないことが問題になった。享保六年の「万留帳」〔和歌山県史編纂委員会 一九七六・二八一〕には以下の記事がある。

一 先達而被為 仰付相済候向副座方へ忠右衛門平七より計候米十一月十八日かんろくノ用ニ計申格ニ候故、其通り兩人へ下候得共計不申、来六月迄相延候様ニと申由ニ付、庄屋太左衛門へ訴出庄屋方ニ而計り候様申付候得共得心不申候由ニ而座方安右衛門参、右之通十八

日ニ申候ニ付、弥無滞計り候様ニ御申渡候へと庄屋太左衛門方へ手紙遣し候、廿二日迄ニ兩人共計候由廿三日ニ安右衛門届ケ候事

小作人は支払いを翌年六月まで延期することを申し出たのに対して、庄屋と座方が小作米の支払いを命じたが、小作人はこれを拒否した。享保七年の「万留帳」〔和歌山県史編纂委員会 一九七六・三〇九〕には以下の記事がある。

一当八月先年向副座平出入ニ付科分被為仰付候、惣寺相動候空性房次郎左衛門儀、右科分御赦免御願申上り候、就夫今度御願も座平一同ニ御願不申上候ニ付、御取上ケも無之候ニ付、彼是と有之候得共詰所双方へ拙者より申成シ村中座平一同ニ御願申上候而御赦免被仰付候事

座方と平方の争論に決着がつかなかったために、享保七年（一七二二）には住職と庄屋が責任を問われた。しかし、村からの赦免願が出たことよって赦免されたという。

翌享保八年には「享保八卯ノ年向添村平方惣代利左衛門受合一札」（和歌山県史編纂委員会 一九七六・三二一―三二三）が作成されている。

一札

一正月十一日吉書之節村中江祈禱之札配り申儀受不被申候事

一二月十五日ねはん格式之賄当家へ茂不被参、廻向之札茂請不被申麦

茂出し不被申候儀

一六斎念仏村中一所ニ相務候所、平方より各別ニ被致候儀

一観音堂上葺未成就無之事

一次郎左衛門江預ケ置地ならし帳并名寄帳、利左衛門方ニ預ケ置候名

寄帳両方共当役人方へ渡し不被申候事

右五ヶ条之儀去々年落着被為 仰付候御旨ニ相違仕、相滞之由今度座

方より申出候由、其段ハ本より去々年被為 仰付双方得心之上相済候

上ニ御座候得者、弥其御旨奉相守五ヶ条之儀も相滞不申候様ニ急度仕

帳面等茂早速当役人へ相渡可申候、仍一札如此ニ御座候、已上

平中惣代向副村

享保八年卯六月廿四日

利左衛門 印

同 断 勘左衛門 印

證人庄屋 太左衛門 印

萱野孫四郎殿

この五か条の取り決めは、一連の争論に対して作成されたものと考えられる。この取り決めによって、争論に一応の決着がつけられたと考えられる。

④座論と「座入帳」

以上の座論における対立関係を整理してみる（図3）。観音寺境内の所有論争を見ると、座方に対する住職・平方の対立であった。第二の宮田の所有では、座方と平方の対立である。

観音寺境内の所有に関しては、「村中支配」が確認される。この時期にこのような座論がおこるということは、寺の管理権がもと座中支配であったことを示している。座方に対して、住職と平方が連合することにより座方による寺の管理権の独占を村中に拡大しようとしたのではないだろうか。享保七年の「万留帳」（和歌山県史編纂委員会 一九七六・二九六―二九七）にも、住職と村役人の争論が記されている。

一当八月向副役人申来ハ、寺藪観音寺付御帳付藪其外寺付之藪ニ而当住持我か俣ニ竹伐被申候

就ハ藪荒後ニ御とかめも御座候得ハ我々迷惑可仕と存、早速御断申候由ニ付、早速我等彼地へ参相改候所ニ御帳付藪寺方制法仕候所ニ而八寸廻りより五寸迄竹式拾壹本伐株御座候、寺ノ自分藪ニ而大小卅本伐都合五拾壹本御座候ニ付、則庄屋年寄ニ其竹預ケ置観音寺言分相尋候所、寺ノ破損有之ニ付竹伐申候、寺付之藪ニ而破損用之竹伐候儀越度ニ相成可申候ハハ、村中御帳付藪ニ而輪竹等盗伐り候儀又ハ御制木盗伐採候儀幾人も見届其断相立置候儀数多御座候へハ御吟味被成候ハハ、ことごとく可申上候、左候ハハ、難儀人幾人も出来可申候との申様中々絶言語たる悪僧ニ而候ニ付、早速 上々様へ御断申上候儀も難仕、何とそ内証ニ而隠便ニ相治候様ニ仕度存、其後ニ 上々様江得御内意申候而下ニ而相治候品

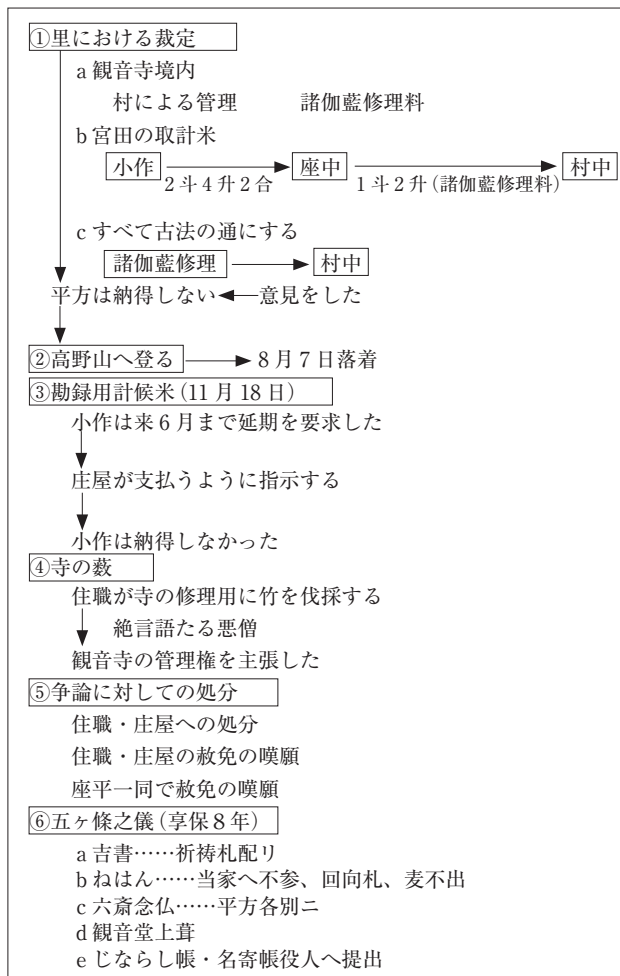


図3 向副の堂座争論の構図

昭和十三年の「記録」<sup>(13)</sup>と題する文書には、吉祥・涅槃会・勘録などの行事の参加者や決定事項について記して

とある。この文書でも文政四年以降の入座の記録がないとされている。そして、昭和十三年になって明治の記録に基づいて座家の名前を記録したという。昭和十三年にも座講の家筋を記録する必要ができてきたのである。

昭和十三年正月

座入帳ニハ享保五年(紀元二二七五年今ヨリ二二二二年前)以降文政四年(紀元二四八一年)マデノ入座ヲ録セル後、六十余年中間絶シテ明カナラス。明治十六年以降同三十七年迄ノ吉祥ノ記録ニ基キ茲ニ座家ノ名ヲ録スルコト左ノ如シ。

一御帳付藪荒候上ハ、早速申上急度御吟味之上いか様ニも可被仰付候得共、自分柄何茂難儀笑止ニ候得者先申上儀指扣置可申候、此後ケ様之不届急度無之様ニ被致、其旨此方へ観音寺并庄や年寄より一札判形被上、扱御帳付藪ニ而伐り候竹廿壹本ハ此方へ取り高野へ登せ可申候、御帳付藪荒候筋ハ右之通ニ治メ置、扱観音寺付自分藪ニ而自今寺ノ破損用竹入用之筋ハ役人中へ御届ケ候而御伐可有之候、此度伐り有之三拾本之竹ハ観音寺支配ニ被成、寺破損用ニ御遣可有之候

右之通十一月観音寺并庄屋太左衛門年寄五郎兵衛同弥七呼寄申渡何茂得心之上一札判形相済候而、右廿壹本之竹ハ向副より直ニ御留守居様御自坊一心院金光院様へ登せ申候事

観音寺境内の竹藪の伐採をめぐる争いであり、高野山へ登って裁決を仰ぐこととなった。この争論については、住職と村役人だけが当事者として記されているが、他の争論と同様に平座が関係していた可能性もある。享保五年に「座入帳」が作成されたことは、一連の争論と無関係とは考えられない。つまり、座方と平方との対抗関係が強まる状況を背景にして、座方のメンバーシップを確認するとともに、強化する必要から「座入帳」が作成されたのではないだろうか。

### ⑤享保以降の動向

享保五年の「座入帳」と翌年の座論とは関係があると考えたが、それ以降座論はどのように運営されたのであろうか。享保五年の「座入帳」は文政四年までの記録しかない。それ以降については不明であり、次に入座について記されているのは昭和十三年(一九三八)である。向副座講所有文書の表紙には、



いる。最初に昭和一三年三月におこなわれた涅槃会について書かれている。その時の議決事項として、安政五年（一八五八）の古記録に祖父が記載されていることから孫の入座が認められたことが記されている。そして日を改めて入座の披露がおこなわれている。

昭和一四年（一九三九）一月二日には、

勘録経営ニ関シ事変下ニ於ケル村内申合ニヨル饗宴遠慮ノ方法ニ付、北川圭三宅ニ会合協議ノ結果酒宴ヲ中止シ、当日午後七時氏神宮前ニ参集礼拝スルコト。自今当分吉祥ノミ従前ノ如ク食事ヲ饗シ、勘録・涅槃ニハ神仏ヲ祭りテ礼拝スルコトニ定メタリ。

と日中戦争の影響で酒宴を簡素化することが決定されている。実際に一月五日の勘録では、

氏神八幡宮ニ神饌ヲ供シテ、講中参拝五穀成就天下泰平出征将兵武運長久ノ祈祷ヲ行フ。

とある。また昭和一四年の涅槃会では、「前協議結議ニ依リ酒宴ヲ遠慮ス」とある。

昭和一三年の「記録」は新入座と共有地の名義に関する事案をきっかけに書かれたと思われる。特に同年に座筋の家を調べて記録されていることから見ると、新入座が大きな問題であったことが分かる。さらに戦時下における結束と家筋の確認の必要があったのかもしれない。

## まとめ

本稿では隣り合う二つの集落の座講を比較して、その開放性と閉鎖性を検討した。賢堂の座講は加入条件を広げ開放されていたのに対して、向副の座講は加入条件を広げず閉鎖的であった。両座講とも農地改革によって共有地を失ったが、賢堂の座講が加入を広げたことに対して、向副の座講は依然として加入を認めなかった。戦後の民主化と共有地の喪

失は、賢堂においては開放化につながったが、向副においては開放化につながらなかった。

賢堂の座講の開放化は、戦後に始まったのではなく、明治二六年の「規約証書」から始まっていたのである。賢堂の明治以前の詳細は分からないので、向副の座講の明治以前の状況を見ることで、二つの座講の違いを考えてみた。すると、向副の座講では享保年間に座方と平方の間で争論がおこっていた。その争論に前後して「入座帳」が作成されており、争論の影響から座講のメンバーシップの確認がおこなわれたと考えられる。そして、昭和一三年にも座筋の確認がおこなわれており、座講のメンバーシップの確認がおこなわれている。そのような座講の結束を持ちながら、戦後を迎えたために結果的には座講の開放化にはつながらなかったと考えられる。

向副と賢堂の座講は、隣接して同じような社会条件であったのにもかかわらず、前者は閉鎖されたままであり、後者は開放された。このように座講が開放的か、閉鎖的かという違いを生じさせた要因は、地域性や都市化の度合だけではなく、近世の座論というような歴史的経緯が影響していたと考えられるのではないだろうか。

## 【参考資料】

### 資料1 向副座講文書

#### 向副部落宮座についての調査票(案)

(1) 部落にある宮座または講について(戦前までであったが現在あまり行われていないものもふくめて) その名前を全部あげて下さい

向副村座中

(2) その宮座または講に関係のある神社または寺院の名前

無格社八幡宮

明治三十年頃村社天満神社に合祀現在跡地に現存せる 旧本

殿を修理して八幡大菩薩（紙本墨繪）を仮御神体とし氏神遥拝所として奉祠

真言宗高野派末寺

観音寺

本堂には本尊大日如来（木像古仏なり）を祭り前に観音堂薬師堂庫裡宝蔵及鐘楼あるも檀家少数にして財産を有せず兼務住職を置く

(3)

宮座または講についての古文書記録（あるいはそれをおさめてある黒箱）があればそれを保存している場所を書いて下さい

古文書は散逸して見当たりません 黒箱に現存保管せるものは

一享保五年十一月吉祥日（今から二四〇年前）座入帳一冊横綴

一安永五年申極月吉日（一八〇年前）宮銀預ケ覚帳一冊横綴

一安政五年正月吉良（九七年前）金銀銭受取之帳一冊 横綴 □

□ □

一癸文久三年亥正月十一日（九〇年前）毎年作徳勘定帳一冊

黒箱は座家順年行司持廻りとする

前に明治年間以後之収支勘定帳数冊あり

(4)

宮座または講の信仰内容祭礼行事などにつてできるだけくわしく書いて下さい

八幡宮合祠以前は社殿建物等の営繕は大休座中の担当とし大小修理を行ひ年中祭祠は座中より燈明当番を定め月御膳を供し特に旧正月祭は大鏡餅一重焼物付神饌を献し座中参拝夏の祭秋の祭ありて九月十五日例大祭に限り持ち 行事終りて座中直會の神酒饗宴あり十一月十五日は火たき祭と称し神饌を供し神前に大鼎を据えて直會には座中思ひ思ひの馳走重を持寄り拝殿にて酒宴を行う寺数々の祭式行事は近時中絶せり

寺院の信仰は普通にして明治十六年正月三日（是より前の書もの

ハ散逸したるものならん）「恒例修正行事目録」として一、大仏

供一杯一、小仏供一杯一、牛玉紙五帖（此紙は「 木判摺

朱玉印を押しした紙、之をこうず糸（ネムの木を削り先を割った二尺程の棒）に挟む印刷用紙）一檀餅（二銭銅貨大の□を割其中に

正月餅を押ししたるものを輪切にしたる餅）三〇五枚一、油五合一、花六本一、栗六本右座中より献供本座に釈迦如来像を

開帳座中皆参供養を修し庫裡にて初會合として正月餡餅を飽食するを例とし其席でこうず糸、檀餅を價五厘で一般参拝者に預ず請

けたる人は正月十四日晚各戸で檀餅を細かく指先できつては火鉢に燻べ蚤の口蚊の口ぶとの口と唱へつ、家内中□る□る燻べて其

歳中の毒害虫の口を封する意其翌十五日の朝こうず糸にて果樹の幹を「成らな切る元から末まで成りませう」と唱へ数回打た、く

こと  
此記録は明治三十七年正月までのものあり其後の記録も行事も中絶せり

毎年旧二月十五日座中年行司の主宰で涅槃像を開帳僧侶を招き涅槃會を営む其日に寺院宝物曝□の意を兼て大般若經一部六箱六百

卷（五十卷程欠卷）誦誦するを例とする  
それらについて規約及維持の方法（何時集合しそれらに要する費用、加入脱退の規約など）について

明治初年頃には向副村中五六戸の部落内で明治三十七年頃（座の全盛期）には十五戸の座家は嚴として存して居ったが増減の規約

と見るべきもなく只古老の口傳によると古来右座左座及座中席次順位は不文律の定め口傳によれば他村の座家より座家への入婿

は座送文證に従ひ入座及席次を承認する前新規加入は絶対許さず、現今では絶家又は他村に移住或は当主若年の為輪番經營又は

出席不能の家は欠席休會とすることにして現在座員十一家あるの

み

集會には何等差別制限せず、座員中最年長の男子を一老と尊称し座席の正面上座に席を与ふるのみ

定例集會は毎年毎年旧十一月十五日を勘録と称し翌年正月十一日を吉祥と称し早朝八幡宮に神饌を供す

勘録とは其年中の費用の収支を勘定記録するにより此名あり吉祥は新年の初會とし輪番年行司家に集會明治末年頃までは容易ならざる山海の珍味を揃へ大宴饗を催す其費用の一部は座中より補助する前年行司には年間社寺への献供料定式として幾何かの支給あるのみ大部分は年行司の負担とし来りました 大正年間の座中財政は神社の四季祭典諸費寺院の若□會等の諸費(何れも簡単な酒食あたり)を負担して尚余裕ありたるに任せ座中一同伊勢參宮

琴平參拜或は京都、岡山、宮島等の見物旅行をしたこともあつた昭和十三年頃から財政緊縮の爲輪番年行司を年一人とし饗宴會食は旧正月十一日の吉祥會一回のみに改め大饗宴を廃し簡単な酒宴とし費用は座負担とすること、した 昭和二十四年農地改革に

□り座有土地全部解放の爲の社寺祭式其他一切の費用は全々負担不能に陥りたるも年一回の吉祥日集會だけは継続することにして座員各自會費を持ち寄り小宴を催し輕うじて座の名目を持統すること、せり

(6) その他氏子仲間宮座の組織頭屋(或は当屋)組織(加入者についての特定の家筋年令の制限資格など)について詳しく書いて下さい

座当番即ち年行司は座家の位置家順により毎年一人家柄年令に拘らず順番を定め順次黒箱を送り付けて引継とする其後の行事は新年行司の主宰とする

(7) 宮座または講の財産及其管理維持の方法(すでに現在なくなつて

いるものを含めて)について書いて下さい

文久三年以前より相当の田地を有し毎年二石余りの作得を上げ来り大正十一年頃には田五筆二反八畝四歩此小作料四石四斗二升の取得あつたが同十二年鉄道用地に一部売渡し残り二反二畝四歩小作米二石九斗となり其後昭和十九年小作料の改正に会で減少続いて昭和二十四年農地法改革に□り所有田地全部解放して茲に全財産一夜の間に清算清算無取体となり座の名古い伝統を誇りとして居つた座の名実共に夢の如く消滅崩潰の悲哀を見るに至りました元座有の土地は座員四、五人の共有名義にしても一切年行司の管理に任せてありましたが永年何の支障もありませんでした

(8) 宮座または講についてとくに戦後昔通り行わなくなつたり或は昔よりむしろ盛に行われたりしている所もありますがそれら戦前、戦後の変化についてどうなっているかを書いて下さい

戦前までも古来の風習行事は年を逐つて漸次輕薄粗略に流れつゝあつた上戦後は特に民主主義の増長に伴ひ座家は一時特權階級視されて居つた時代もありましたが今や座は何物かと思われる様になり昔時座主宰の諸行事も社会に遠慮の気分を感じるか如くに無財産の座は自然経営困難に陥り一切の行事を停止する□ない事になつて聽て古粹をも滅亡に逐込む事は遺憾な事とも思ひます信仰を中心とした宮座講の前に修養娛樂の爲(子供青年女子老人を中心とした)また経済扶助を目的とする(頼母子無尽など)講があれば(すでに現在行われていないものもふくむ)その名前どんなことをしているか(いたか)について書いて下さい

(10) 修養娛樂社会施設等の団体は何もありません 宮座講について特に昔からの古い歴史などお尋ねする場合部落の誰方をお訪ねすればよいか御紹介して下さい

外に宮座または講についてお気付きの点を付なりと書いて下さい



和歌山県橋本市向副 北川圭三 大正二年入座当七十五才一老  
同 所 井上栄太郎 大正九年入座当七十四才二老  
同 所 大西廣一 明治三十一年入座当七十二才  
三老

以上文章甚拙乞判読筆者敬白

## 資料2 明治二六年（一八九三）「規約証書」

「明治二六年旧七月廿四日 規約証書 大字賢堂座講中記録」

記

一 當大字賢堂氏神氏佛ヲ保存スルヲ座講ト称シ、旧來ノ慣行モ有之、  
該講筋株ニ限り養子人人ハ三代生引ハ末代ノ加入ヲ不許ト規約モ  
有之候處、今般中本定吉始メ東政一郎、大藪恒太郎、中垣梅吉ノ  
四名ヨリ、田中松太郎、小西米吉、山本龜吉ノ三名ヲ以テ特別加  
入之義申出タルニ依リ、座講中一統熟議ヲ解候處、旧慣行ヲ違変  
シ、右四名相當年齢ヲ以テ加入可為致様一決相成候ニ依リ、右四  
名ヨリ別帳記載之通り寄附納出有之二依リ、旧規約ヲ改正シ、左  
ノ規約ヲ定ム、

規約

第壹条 當座講中之旧株ヲ調査シ候處、全ク左ノ人名者ニ限ル事

講中人名（中 略） 計貳拾九名

第二条 講筋株ハ旧株ノ別家ハ其株トシ、別家ヨリノ別宅ハ其株ヲ無  
キ者トス、

但シ新別宅タリトモ式代ノ後ハ其ノ株ヲ得ル者トス、

第三条 該講加入人ハ相當年長者ヨリ講中一統示談之上加入可為致事、  
但シ其ノ株ニ生シ年長者タリトモ該講下ハ勿論村諸講工  
如何様ノ損害又ハ指揮ニ背キタル者アル時ハ、其株ヲ除  
キ且加入人之中タリトモ此例ニ同シ、

第四条 其筋株ニ相続人無之シテ筋株無キ家ヨリ養子人人スル時三代  
之加入ヲ不許、

但シ養子人人者ヨリ、特別加入出願有之時ハ講中一統示  
談之上見計ノ事、

第五条 該講へ加入シ都合ニヨリ生引シタル者ハ其株ヲ無効トス、

第六条 當氏神氏佛保存ニ係ル地所ハ、去ル明治貳拾二年ヨリ都合ニ  
依リ連名持ニ有之、全ク氏神氏佛之保存地ニ相違無之、且名義者  
滿三ヶ年トシ、満期ノ節ハ該講中一統之投票ヲ以テ名義相続者ヲ  
定ム、將連名者ヨリ別紙為取替証書ヲ講中へ差出サシムル事、

第七条 講中有金貸附方ハ、毎年旧十二月廿五日ヲ限リトシ、其負債  
者ハ講中人名ニ限り貸附、尤モ証書ハ弍名以上之引受人ヲ撰ミ印  
紙貼用講中宛ニテ差入ル事、

第八条 該規約書及ビ貴重ナル書類ヲ預ケ置通人ヲ講中一統ヨリ投票  
ニテ定メ、將書類預ケ品ハ、目錄号打ニテ為取替証書、座講中宛  
ニテ引換預ケ置ケ事、

但シ年預ハ三ヶ年ニテ満期ノ事、

右之條々講中一統示談之上規約候事、

## 資料3 昭和二年（一九四六）規約改正

「昭和二十一年十二月十八日 改正規約証書 大字賢堂座講中」

記

昭和二十一年十二月十八日、山本□一・下野福一・森下政一ノ三名ヨ  
リ當座講へ加入ノ義申出アリタルニ依リ緊急協議会ヲ開催シ同熟議ノ  
結果旧規約ノ外ニ新株入講者ノ道ヲ開キ、新規約ヲ定メ、右ノ三名ハ  
新規約ニ該當セルモノト認メ応分ノ寄付ヲナセシメテ入講セシメルコ  
トニ決議セリ。  
新株入講者規約

- 一、当講入講ノ希望者タル者ハ年行司ヲ通ジテ申止ムモノトス。年行司ハ規約ニ照シ有資格者ナルコトヲ認メタル時ハ其旨一老ニ申告ヲナスコトトス。一老ハ一同ニ計リ其上ニテ定ムモノトス。
- 二、当講座ヘ入講ノ出来得ル資格ハ当大字賢堂、特ニ上ノ段ニ参代以上居住セル者ニ限ル事ヲ条件トス。但シ出戻者ハ認ズ。該当者ト雖モ一同熟議ノ上ニテ定ム。
- 三、入講資格ヲ認メタル時ハ応分ノ寄付ヲ定メ入講ヲナサシム。右之条々講中一統示談之上規約候也。

資料4 昭和五二年(一九七七)

賢堂 宮座講(堂之講) 新講員募集書

昭和五二年一月二七日現在 講員一同

- 一、主旨 賢堂区内住民全員の幸福と発展を祈願し、八幡宮、定福寺の祭祀を司る、座講八百年の歴史を後世に継承する為、次の規定により、新講員を募集する。
- 二、規定
  - 1. 賢堂区内住民で、満四十歳以上の男子、真言宗信徒ること。
  - 2. 講員総数を四十人とし、毎年不足人員を補充する。
  - 3. 希望者多数の場合は生年月日順に役員会(一薦、年行司)に於て決定す。
  - 4. 座席は年齢順とする。
  - 5. 応募申込は毎年十二月末日迄とする。

右 (付) 決定次第本人様に連絡致します。 受理

賢堂 宮座講員申込書

一、住所

- 二、氏名
- 三、生年月日
- 四、申込年月日
- 届先 賢堂 宮座講(堂之講) 一薦 土居兵太郎氏

註

- (1) 福田アジオは村に対する評価は大きく三つの時期があったとし、第二次世界大戦後には民主化の中で村が封建遺制であると考えられたとしている(福田一九九七)。
- (2) 横座区有文書の「風土記付絵図解向副三ヶ村四方町問帳」には「向副三ヶ村向副村枝郷」とある。
- (3) 向副座講文書。和歌山県教育委員会と大阪大学文学部社会学研究室が共催で紀ノ川流域農村に対しておこなった郵送調査の回答の写しである。
- (4) 賢堂区有文書
- (5) 賢堂区有文書
- (6) 旧規約がいつのものかは確定できないが、資料の残存状況から考えると、前述の明治二十六年の「規約証書」ではないかと考えられる。
- (7) 賢堂は河岸段丘の集落であり、旧集落は段丘面にできており、新集落は紀ノ川に沿った低地に形成されている。そのために旧集落を上ノ段と呼んでいる。
- (8) 賢堂区有文書
- (9) 現在の座講の中心行事の初講は定福寺の本堂でおこなわれており、修正会としておこなわれている。境内の八幡宮にも灯明が灯されるが、行事における八幡宮のウエートは小さい。しかし、聞き取りによれば、八幡宮は別の位置にあり、初講は八幡宮の祭であったという。また、初講には庫裏に三本の三種の神器の掛軸が掛けられるが、これは初講にしか掛けられないという。このことも座講の行事が現在とは異なった様相であったことを物語る。
- (10) 現在の南海高野線である。
- (11) 享保五年以降では、明和二年(一七六五)、安永八年(一七七九)、文化十一年(一八一四)に三名の加入者がある。
- (12) この経緯については『橋本市史』民俗編・文化財編(橋本市 二〇〇五)に説明がある。
- (13) 向副座講文書
- (14) 和歌山県立文書館に賢堂の江戸時代後期の座講に関する取り決めの文書が新しく所蔵された。しかし、本稿の執筆段階では閲覧することができなかった。

参考文献

- 安藤精一 一九七八 「宮座遺制の種類」『和歌山の研究』第五卷 清文堂（安藤精一『近世  
宮座の史的展開』吉川弘文館 二〇〇五年 再録）  
橋本市史編さん委員会編 二〇〇五 『橋本市史』民俗編・文化財編 橋本市  
福田アジオ 一九九七 「ムラとは何か」網野善彦他『日本海と佐渡』高志書院  
和歌山県史編纂委員会編 一九七六 『和歌山県史』近世史料編Ⅳ

（京都大学、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
二〇〇九年〇月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了



---

## **Openness and Closed Character of *Zako* : Case Example in Hashimoto City, Wakayama Prefecture**

MORIMOTO Kazuhiko

This article studies the cause of the openness and closed character of *zako*. Specifically, it focuses on *zako* in two adjacent villages in Hashimoto City, Wakayama Prefecture. While *zako* in Kashikodo is open, *zako* in Mukasoi is closed. *Zako* in Kashikodo has promoted openness since the Meiji Period, thus creating a difference between two kinds of *zako* in the Meiji Period. In Mukasoi, a dispute over *zako* occurred in the Edo Period, and “*zairicho*” was created, which led to the enhancement of the membership. This may have caused the closed character of *zako* in Mukasoi. To explain the reason for the openness and closed character of *zako*, we should consider not only the location condition, degree of urbanization, and religious situation, but also the historic background.

Key words: *Zako*, Openness and Closed Character, *Zairicho*, Dispute, Hashimoto City, Wakayama Prefecture